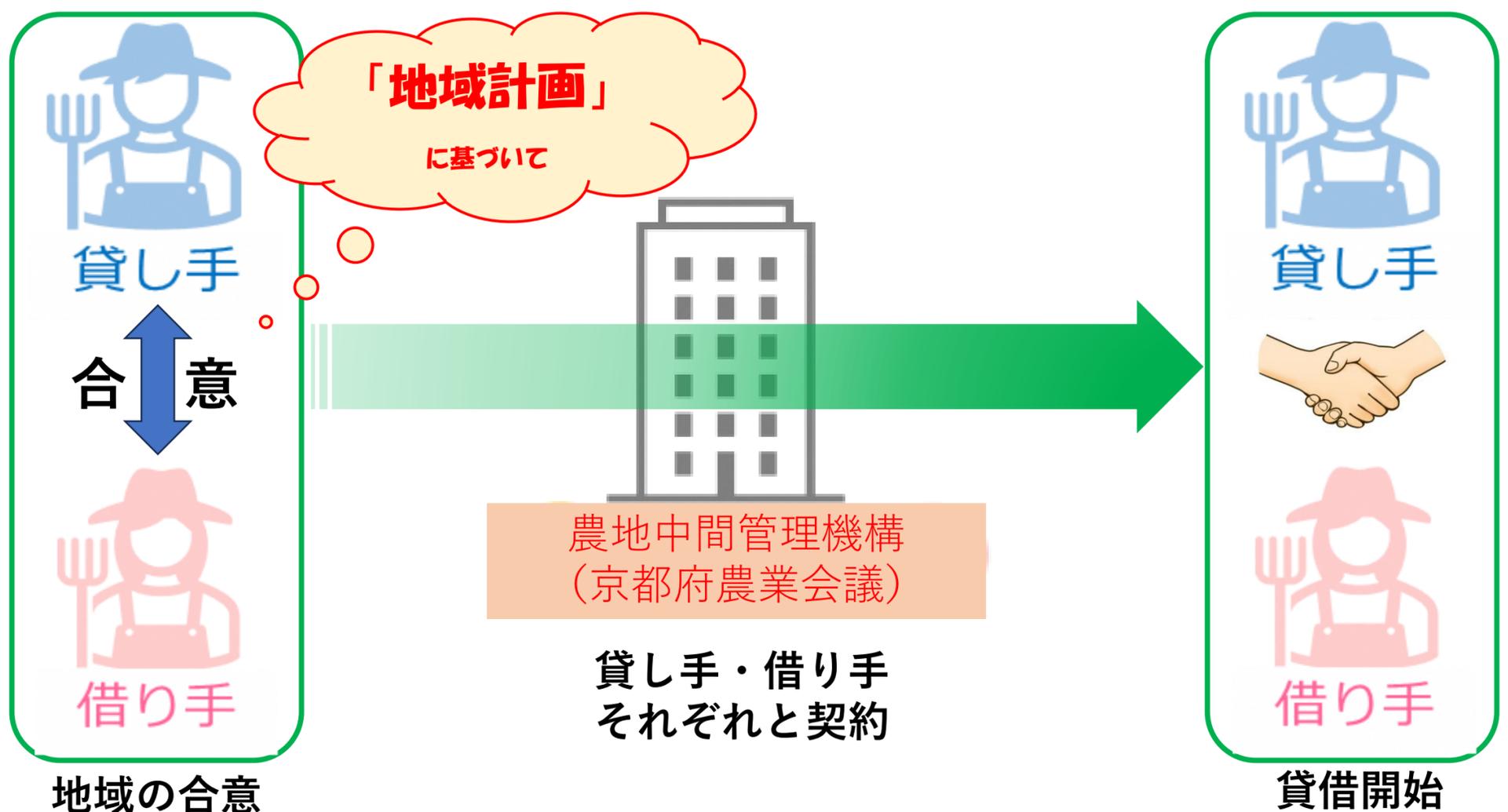


# 農地中間管理事業とは

※都道府県ごとに知事が指定する機関が農地中間管理機構の業務を担っています（京都府では京都府農業会議）

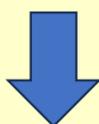
農地中間管理機構（京都府農業会議）が、「地域計画（目標地図）」に位置付けられた受け手に対して、農地を貸したい人から借り受け、貸付けする事業です。

※「地域計画」は、地域の話し合いにより、地域の農業の現状と課題を把握し、将来の農業や農地利用のあり方を決めるものです。農地一筆ごとに将来、誰が耕作するのかを示した目標地図と一体的に策定します



## ◆相対と変わらないところ

○農地中間管理事業の窓口等業務は、農地中間管理機構（京都府農業会議）から、各市町村に業務委託



各種手続きの窓口は市町村



# ◆相対との違い

## ①権利設定

### 【相対の場合】

- 該当農地について
  - ・貸し手と借り手とで直接権利設定



### 【農地中間管理事業の場合】

- 該当農地について
  - ・貸し手と機構とで権利設定
  - ・機構と借り手とで権利設定



## ②貸借期間

### 【相対の場合】

- 双方の協議で自由に設定



### 【農地中間管理事業の場合】

- 借り手の経営安定のため**10年（短縮5年）以上を原則**
  - ・相対からの乗り換えは、初回のみ**3年**も可能
  - ・新規就農者は、初回は**2年**を原則

※貸し手、借り手が合意すれば、相対と同様に期間途中の合意解約も可能

### ③ 貸貸借の賃料

※物納の場合を除く

#### 【相対の場合】

- 双方でやりとり



#### 【農地中間管理事業の場合】

- 機構が
  - ・借手手の口座から一括引き落とし（毎年12月1日）
  - ・貸し手の各口座に入金（毎年12月25日）

### ④ 貸貸借の保証金

※物納の場合を除く

#### 【相対の場合】

- なし



#### 【農地中間管理事業の場合】

- 賃料支払が滞るなどのリスクへの対応として、公告後、**1年分の賃料を保証金**として機構が預かる



何も問題がなければ、預かった保証金は**最終年度の賃料に充当**

※保証金の代わりに保証人を選択することも可能

## ◆手続き

○相対の際に提出いただいていた書類に代えて「権利設定（貸借）マッチングシート」を市町村に提出



□「権利設定（貸借）マッチングシート」をもとに、市町村が各種様式を作成



○各種様式（農用地利用集積等促進計画に係る申出・同意書及び確認書など）に署名等を行い、市町村に提出



□各種手続き終了後、貸し手、借り手、双方に、公告された資料を市町村から送付

※農業者の皆さんにお願いする手続きは○印の箇所になります。

## お問い合わせ先

農地の貸借の手続きについては、これまでどおり、地域の農業委員、農地利用最適化推進委員や市町村農政担当課（農業委員会事務局）へご相談ください

長岡京市農林振興課

TEL 075 - 955 - 9514

長岡京市農業委員会

TEL 075 - 955 - 9536

京都府農地中間管理機構

（一般社団法人京都府農業会議）

TEL 075 - 417 - 6868